関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	五、二九三、九一三トン
一四	七〇四、一四〇トン

○財務省告示第九十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十六年度の初日から平成二十七年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十六年度の初日から平成二十七年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十九万九千七百九十三トン

二　冷凍牛肉　二十八万千百四十四トン

2　平成二十六年度の初日から平成二十七年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　七万九千九百一トン

二　冷凍牛肉　十二万八千四百九十トン

○財務省告示第九十七号

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成二十七年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を別表のように定める。

ただし、平成二十六年度において支出負担行為の実施計画につき既に財務大臣の承認を経た経費及び平成二十七年度における予備費使用に係る経費を除く。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

別表

1　一般会計

歳出予算（繰越経費を含む。）

所管	組織	項
内閣府	内閣本府	沖縄開発事業費
外務省	外務本省	経済協力費のうち 政府開発援助経済開発等援助費

○財務省告示第九十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十六年度の初日から平成二十七年二月二十八日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十六年度の初日から平成二十七年二月二十八日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　六十八万二千六百七十一トン

二　生きている豚及び豚肉等　六十八万二千六百九十四トン

○財務省告示第九十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、オーストラリア協定の効力発生の日から平成二十七年二月二十八日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

オーストラリア協定の効力発生の日から平成二十七年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　一万四千二百六十七トン

二　冷凍牛肉　一万五千八百六十九トン

2　特別会計

歳出予算（繰越経費を含む。）

所管	特別会計	項
農林水産省	食料安定供給	農業生産基盤保全管理・整備事業費
	国営土地改良事業勘定	海岸事業費
		農地等保全事業費
		農業施設災害復旧事業費
		治山事業費
		山林施設災害復旧事業費
		漁港施設災害復旧事業費
国土交通省	自動車安全	道路環境改善事業費
	空港整備勘定	国営公園等事業費
		都市水環境整備事業費
		河川整備事業費
		多目的ダム建設事業費
		砂防事業費
		海岸事業費
		道路交通安全対策事業費
		港湾事業費
		エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費
		地域連携道路事業費
		道路交通円滑化事業費
		離島振興事業費
		北海道開発事業費
		河川等災害復旧事業費
		自然公園等事業費
環境省	環境本省	艦船整備費のうち
防衛省	防衛本省	艦船修理費
		航空機整備費
		国際平和協力活動等実施費のうち
		艦船修理費
		航空機修理費
農林水産省	農林水産本省	土地改良事業費
	林野庁	北海道土地改良事業費
	水産庁	離島土地改良事業費
国土交通省	国土交通本省	空港整備事業費